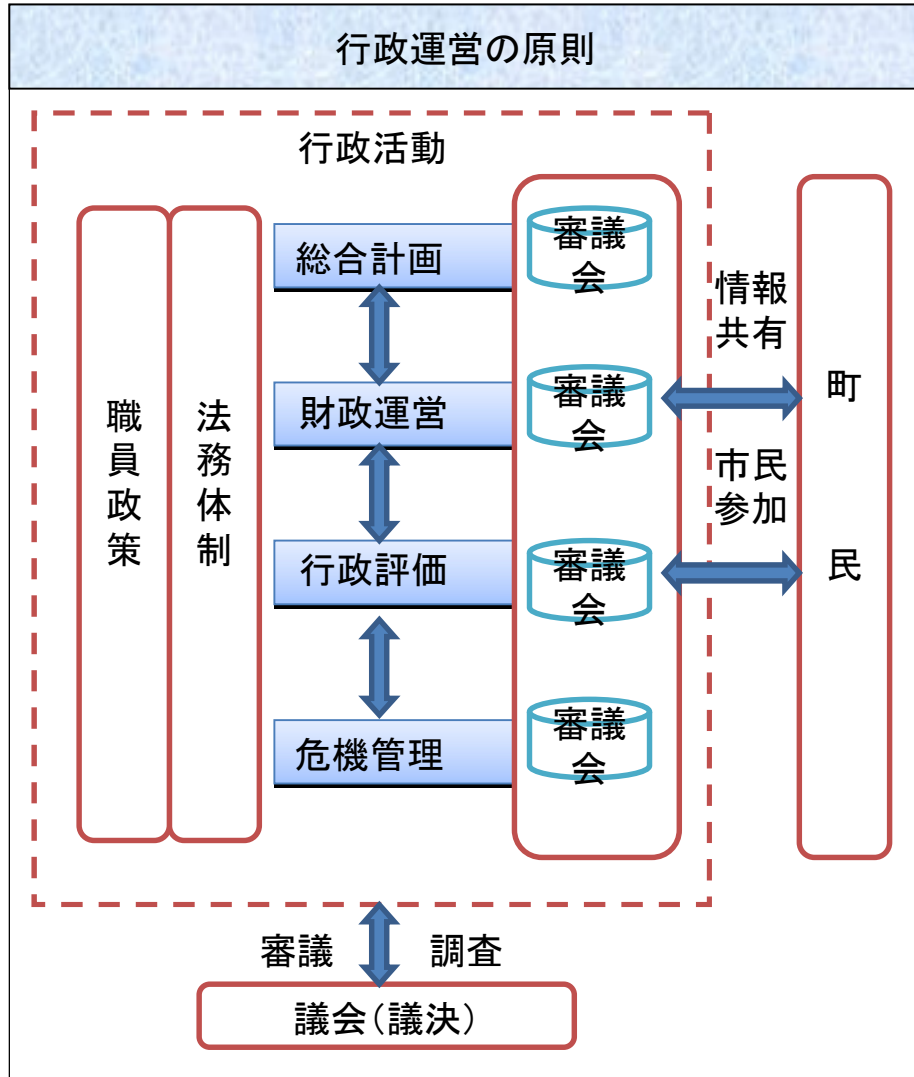


自治基本条例の概要
(行財政運営)

平成22年1月18日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤雅貴

自治基本条例の行財政運営 p81



ポイント

①行財政運営に情報共有・市民参加が具体化されているか

行財政運営において、市民への情報公開や分かりやすい説明、市民意見の把握、市民との情報共有が図られなければならない。具体的には、総合計画の策定や行政評価は市民参加によって行わなければならない。重要なことは、このようなことが条例に規定されていることである。

②政策間の連携がとれているか

行政運営は縦割りの分断した政策としては何ら効果を発揮しない。相互連携によって効果が上がる。たとえば、総合計画と財政運営、行政評価と財政運営、行政評価と総合計画と連携することで政策の効果が上がる。このことを条例で規定しているかが重要な点である。

③努力規定としない

「財政の健全性の確保に努めます」はおかしな規定である。行政は財政の健全性は努力するが、できない場合もあるということが許されるのか。行政は財政の健全性を図りますではないか。

④基本構成は

- ・総合計画
- ・財政運営
- ・行政評価
- ・行政手続
- ・政策法務
- ・危機管理

自治基本条例の行財政運営

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	二セコ町	八雲町
総合計画	●	●	●	●	●		●
行政評価	●	●	●	●	●		●
財政運営	●	●	●	●	●		●
総則						●	
予算編成						●	
予算執行						●	
決算						●	
財政管理						●	
財政状況の公表						●	
行政改革	●	●					
行政手続		●	●		●		●
政策法務	●		●	●	●		●
危機管理		●	●		●		●
公益通報					●		
外部監査					●		
オンブズパーソン					●		
職員政策	●		●				
出資法人等			●	●			
組織体制(原則)	●	●		●	●		

自治基本条例の行財政運営

	下川町	下川町	白老町	白老町	苫小牧市	苫小牧市	苫小牧市
行政運営	<p>(総合計画等) 第11条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、目指すべき将来像などを明らかにした基本構想とこれを具体化するための計画で構成する総合計画を策定します。 2 町は、総合計画を最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。 3 町は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応するため、第1項に規定する具体化するための計画を毎年度見直すとともに、事業の進捗を管理し、その状況を公表します。 4 町は、特定分野別の基本的な計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を図りながら進めます。 (行政評価) 第12条 町は、施策等の成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を分かりやすく公表します。 (財政運営) 第13条 町は、財政状況を総合的に把握して的確な分析を行い、明確な方針のもとに、健全な財政運営を行います。 2 町は、総合計画や行政評価等を踏まえた予算を編成します。 3 町は、総合計画と連動した財政運営を行うとともに、中長期の財政計画を作成します。 4 町は、財政状況を明らかにするため、分かりやすい資料を作成して公表します。</p>	<p>(法務体制) 第14条 町は、法令の解釈に当たっては、調査研究を重ね、自主的かつ適正な運用に努めます。 2 町は、自主的で質の高い町政運営を行うため、法務に関する体制を充実し、条例等の整備を積極的に行います。 (行政改革) 第15条 町は、効率的な町政運営を行うため、行政改革大綱を策定し、行政改革を積極的に進めます。 2 町は、行政改革大綱及びその進捗状況を公表します。 第5章 行政組織 (組織体制) 第16条 町は、効率的で機動的な執行体制を整備するとともに、社会経済情勢の変化や町政の課題に対応できるよう常に見直しを行います。 2 町は、町政の戦略的な政策課題を調査、研究及び検討するため、必要に応じて横断的な検討組織を設置します。 (職員の能力向上) 第17条 町は、職員の能力の向上を図るため、研修体制を充実します。 2 町は、職員の自主的な研修等に対し、必要な支援を行います。 (審議会等) 第18条 町は、町民、学識経験者等の意見を町政運営に反映するため、審議会等を設置することができます。 2 町は、前項の規定により審議会等を設置し、委員を選任するに当たっては、公募委員を加えるよう努めます。 3 審議会等の設置及び委員の公募の方法は、別に定めます。 4 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開します。</p>	<p>(行政運営の基本原則) 第26条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画(以下「総合計画」という。)を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。 (総合計画) 第27条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するために、総合計画を策定します。 2 執行機関が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するものほかは、総合計画に根拠を置くものとします。 3 各分野における個別計画等は、総合計画との調整を図って策定するとともに、策定後においても総合計画との調整を図りながら進捗管理を行います。 (財政運営) 第28条 執行機関は、総合計画、行政改革に関する計画と行政評価を踏まえ、中長期的な財政見通しのもと、財政計画を策定し、それに基づく予算の編成と執行を行うことにより、健全な財政運営に努めます。 (行政改革・行政評価) 第29条 執行機関は、行政運営のあり方を見直し、適正化や効率化を向上させるため、行政改革に関する計画を策定し、行政改革を進めます。 2 執行機関は、行政活動を点検し改善を図るための評価の仕組みを確立し、効果的で効率的な行政運営に努めます。</p>	<p>(行政手続) 第30条 執行機関は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導と届出に関する手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図ります。 2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。 (個人情報の保護) 第31条 執行機関は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供や管理等について、適切な措置を取るよう努めます。 2 前項に関して必要な事項は、別の条例で定めます。 (安全なまちづくり) 第33条 町は、災害等の緊急時における危機管理体制を整備し、町民の生命や財産等を守るとともに、生活基盤の安全性と安定性の向上に努めます。 2 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう防災等に対する意識の高揚を図り、地域における連携協力体制の整備に努めます。</p>	<p>(説明責任) 第16条 市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。 (総合計画) 第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、議会の議決を経て基本構想(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の基本構想をいう。)を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。 2 市長等は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。 3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては進捗状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。 (健全な財政運営) 第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。 2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。 3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約(地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。)(による監査を行うものとする。 (出資法人等) 第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)(に)関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。 2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。 (政策義務) 第20条 市は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)(の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めるものとする。 (職員の任用及び育成) 第21条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。 2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。 (行政手続) 第22条 市長等は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、</p>	<p>行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。 2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。 (行政評価) 第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。 (個人情報の保護) 第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。 (意見、要望等への対応) 第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。 (危機管理) 第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機動的な危機管理体制の整備に努めなければならない。 2 市長等は、危機管理体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。</p>

自治基本条例の行財政運営

	川崎市	川崎市	上越市	上越市	上越市	上越市	上越市
行政運営	<p>(行政運営の基本等) 第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別の基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。</p> <p>2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。</p> <p>(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。</p> <p>(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。</p> <p>(3) 市民からの提案等に的確に回答すること。</p> <p>(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。</p> <p>(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。</p> <p>(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。</p> <p>3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。</p> <p>4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限りません。)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して</p>	<p>適切な指導及び調整を行います。</p> <p>(財政運営等) 第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。</p> <p>2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。</p> <p>3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。(評価)</p> <p>第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。</p> <p>2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。</p> <p>3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。</p>	<p>(市政運営の基本原則) 第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。</p> <p>(総合計画) 第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。</p> <p>(財政運営) 第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。</p> <p>(情報共有及び説明責任) 第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。</p> <p>2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>(情報公開) 第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。</p> <p>2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。</p> <p>(個人情報保護) 第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的な権利である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。</p> <p>2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、別に条例で定める。</p> <p>(審議会等) 第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員(以下「委員等」という。)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。</p> <p>3 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。</p>	<p>4 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。</p> <p>(パブリックコメント) 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手続をとらなければならない。</p> <p>2 市長等は、前項の手続により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。</p> <p>3 第1項の手続及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。</p> <p>(苦情処理等) 第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したもののについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。</p>	<p>(行政手続) 第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。</p> <p>2 行政手続法(平成5年法律第88号)等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。</p> <p>(評価) 第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。</p> <p>(外部監査) 第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。</p> <p>2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p> <p>(政策法務) 第27条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限</p>	<p>を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。</p> <p>(法令遵守) 第28条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。</p> <p>(公益通報) 第29条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(危機管理) 第30条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態(以下「災害等」という。)に的確に対応するための体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。</p> <p>3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。</p>

自治基本条例の行財政運営

	ニセコ町	ニセコ町	八雲町	八雲町	美幌町
行政運営	<p>第9章 財政 (総則) 第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。 (予算編成) 第41条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。 2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。 (予算執行) 第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。 (決算) 第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。 (財産管理) 第44条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。 2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。</p>	<p>3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めなければならない。 (財政状況の公表) 第45条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。 第10章 評価 (評価の実施) 第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。 (評価方法の検討) 第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。 2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。</p>	<p>第9章 行財政運営の原則 1 総合計画 (1) 行政は、中長期的な八雲町のめざす姿を明らかにし、総合的かつ計画的に行政運営を行うため、地方自治法第2条第4項に規定する基本構想及びこれを具体化する計画(以下「総合計画」という。)を策定します。また、総合計画を毎年度見直すとともに、その状況を公表します。 (2) 各分野の政策を実現するために策定する計画は、総合計画との整合を図るものとします。 (3) 行政は、総合計画及び分野別の主要な計画の策定及び見直しを行うにあたっては、町民の参加を図り、検討内容を町民にわかりやすく提供するものとします。 2 財政運営 (1) 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、中長期的な財政見通しに留意しながら計画的かつ健全な財政運営を図るものとします。 (2) 行政は、予算及び決算その他町の財政状況について、わかりやすく適切な方法により、公表するものとします。 (3) 前項に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 (4) 行政は、その保有する財産を適正に管理するとともに、安全かつ効果的な方法で運用するものとします。 3 行政評価 (1) 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政が行う事務及び事業について適切な評価基準に基づき行政評価を実施し、その結果を予算、事務及び事業へ反映させるものとします。</p>	<p>(2) 行政評価の実施にあたっては、町民参加による外部評価を行うとともに、行政評価に関する情報をわかりやすく公表するものとします。 4 行政手続 (1) 行政は、町民の権利利益の保護を図るため、処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、公正の確保と透明性の向上を図ります。 (2) 前項に関して必要な事項は、別に条例で定めます。 5 政策法務 (1) 行政は、八雲町の振興や特定の課題を解決するために必要な政策を実現するため、必要に応じてその政策の実現に向けた条例等の制定、改正、及び廃止を行うとともに、法令等を自主的かつ適正に解釈し、運用するものとします。 6 危機管理 (1) 行政は、災害等の緊急時に対処するための計画を策定し、その計画に基づき危機管理体制を整備し、町民の生命及び財産等を守るために必要な措置を講ずるものとします。 (2) 町民は、緊急時において相互に助け合い、行動できるよう日頃から防災等に対する意識の高揚を図り、地域が一丸となった協力体制の整備に努めます。 (3) 町民と行政は、あらゆる危機へ対応するため、常に連携するものとします。</p>	

自治基本条例の行財政運営（参考）

⑨公益通報

企業等の不祥事が、内部告発により明らかになるケースが増加しており、消費者や公益を擁護するために行われた従業員等の行動に対して、解雇等の不利益な処分がなされるのは不当であり、これを防止する目的で、公益通報者保護法が平成18年4月に施行された。本市においても、万が一不祥事が生じた場合は、速やかにこれを明らかにし、市民への不利益や市政への信頼の失墜を最小限に食い止めるため、公益通報を行う市の職員等が通報を行ったことにより、不利益を受けることがないようにする必要がある。法令遵守（コンプライアンス）の確保と、公益のため通報を行った市の職員等が不当な取扱いを受けず、保護されるための体制整備を明らかにするために設けたもの。（上越市自治基本条例に関する逐条解説書より）

⑩外部監査

主権者である市民に対して適切なサービスの提供が行われているかどうか、あるいは、公金が適正に使われているかどうかを確認するための手立ての一つである外部監査制度について明らかにするために設けたもので、市の内部の監査委員による通常の監査に加えて、専門性が要求される案件について、地方自治法に基づき、外部の専門家の視点を入れる外部監査の実施を求めることができる。外部監査の実施に関する手続については、別に条例で定める必要がある。（上越市自治基本条例に関する逐条解説書より）

⑪職員政策

職員は、市長の補助機関として、市政運営の最先端において市民と直接に接して行政執行を行う立場にあります。そして、日常の行政執行における市民とのコミュニケーションや活動の中からまちづくりにおける政策の課題を発見し、その解決策を検討・立案するとともに、政策課題の解決にむけて取り組むことがまさに市民と進めるまちづくりとなります。（苦小牧市自治基本条例の趣旨と解釈より）

⑫出資法人

苦小牧市には、地域における公益性や政策的な観点から出資や運営費の補助あるいは職員を派遣しているいわゆる出資法人等があります。このうち、法令に定められた一定の基準を満たす法人については、その出資等の状況について公表するとともに事業の運営等について市長の監督や調査を受けますが、このような対象とならないものもあります。

このため、市が出資等、何らかの形で関与している出資法人等の状況について明らかにするため、定期的にその状況について公表するものとしています。

また、これらの出資法人等の中には、既に設立目的を達成したものや、設立趣旨と実際の活動にかい離が生じているもの、あるいはその事業内容が種々の社会経済情勢の変化から、既に民間事業者によって提供されているものや提供可能であるものもあると考えられます。

行政の肥大化を抑え、行政コストの削減等による財政健全化を不断に推進するため、定期的に出資等の見直しを図るとともに、その結果を市民に対して公表する必要があることを明らかにしています。（苦小牧市自治基本条例の趣旨と解釈より）

⑬オンブズパーソン制度

市政運営に関する苦情等が市長等や市議会に寄せられた場合の対応を規定するものであり、速やかに内容及び原因を調査分析すること、そして改善を要すると判断したものについて、再発防止等のための適切な措置を講ずる義務を市議会及び市長等に課したもので、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、市政運営を監視する機関として、オンブズパーソンを設置することを定めたものであり、本項でいう「条例」は、具体的には、上越市オンブズパーソン条例がこれに当たる。（上越市自治基本条例に関する逐条解説書より）